

議案第88号

養父市おおや堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市おおや堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市おおや堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市おおや堆肥センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表第2牛のふん尿の部持込の項中「800円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第88号 養父市おおや堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
区分		畜産農家等使用料(1トン当たり)	区分		畜産農家等使用料(1トン当たり)
牛のふん尿	収集	2,000 円	牛のふん尿	収集	2,000 円
	持込	<u>800 円</u>		持込	<u>1,000 円</u>
せん定木くず等	持込	7,000 円	せん定木くず等	持込	7,000 円